

◎高度テレビジョン放送施設整備促進

臨時措置法を廃止する法律

(平成二十七年四月二四日法律第一五号)

一、提案理由(平成二十七年三月一九日・衆議院総務委員会)

○高市国務大臣 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するものであります。

なお、この法律は、平成二十七年三月三十一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十七年三月二四日)

○榊屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、十九日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日、質疑を行った後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十七年四月一七日)

○谷合正明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するものであります。

委員会におきましては、地上放送デジタル化の総括、4K、

8 K放送の開発、普及の在り方、難視対策の状況等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、自由民主党及び公明党を代表して島田三郎理事より、施行期日を公布の日に改めること等を内容とする修正案が提出されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十七年四月一四日)

○島田三郎君 たいいま議題となっております高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

修正の要旨は、原案において「平成二十七年三月三十一日」となっている施行期日を「公布の日」に改めるとともに、所要の規定の整理を行うものであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律

(注) 参議院本会議修正議決後、衆議院に回付、同意の上、成立した。